

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」において提出頂いたご質問に対する回答について

「山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」において提出頂いたご質問についてお答えします。

【質問 1】

記述 [1] ～ [5] において事実認識、理論づけなどで間違っているところがあれば、ご指摘下さい。

【回答 1】

記述 [1] ～ [5] においては、肱川の洪水の定義づけ等に不明確な点があるため事実誤認等を確認することは大変難しい状況です。

なお、肱川の河川整備計画については、平成 16 年 5 月策定の「肱川水系河川整備計画（中下流圏域）」（国土交通省四国地方整備局・愛媛県）（以下「整備計画」という。）に内容を掲載しているところです。

【質問 2】

鹿野川ダムの洪水調節容量を何故現行の $750\text{m}^3/\text{s}$ から $450\text{m}^3/\text{s}$ に変更したのか？

【回答 2】

「現行の $750\text{m}^3/\text{s}$ 」の意図するところはわかりませんが、昭和 36 年の肱川改修総体計画において、昭和 20 年 9 月洪水を対象として鹿野川ダム地点で $1,250\text{m}^3/\text{s}$ を調節した時の大洲地点での調節量が $750\text{m}^3/\text{s}$ です。

また、平成 16 年の肱川水系整備計画において、大洲地点の目標流量 $5,000\text{m}^3/\text{s}$ に対して、河道の分担量を $3,900\text{m}^3/\text{s}$ 、ダムの分担量を $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とした時の既設ダム（野村ダム・鹿野川ダム）の調節量は $450\text{m}^3/\text{s}$ です。ここでは、過去の主要な 4 洪水（昭和 36 年 9 月洪水型、昭和 47 年 9 月洪水型、昭和 55 年 7 月洪水型、平成 2 年 9 月洪水型）を計画対象としているため、ダムの洪水調節効果は降雨パターンにより異なります。

【質問 3】

既存ダムで $450\text{m}^3/\text{s}$ 、鹿野川ダムで $250\text{m}^3/\text{s}$ 、山鳥坂ダムで $400\text{m}^3/\text{s}$ という数字の各々の根拠を、教えて下さい。

【回答 3】

河川整備計画の目標流量 $5,000\text{m}^3/\text{s}$ での計画対象 4 洪水（昭和 36 年 9 月洪水型、昭和 47 年 9 月洪水型、昭和 55 年 7 月洪水型、平成 2 年 9 月洪水型）で河道に最も負荷の大きくなる $3,900\text{m}^3/\text{s}$ （昭和 47 年 9 月洪水型）を河道の配分流量とし、残りをダムの洪水調節効果 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ として計算した結果です。

【質問 4】

ダムの洪水調節容量とダムによる調節量

	洪水調節容量(A)	調節量(B)	(B)/(A)
鹿野川ダム (貯水容量 $4,820\text{万 m}^3$)	$1,810\text{万 m}^3$ (80~89m)	$450\text{m}^3/\text{s}$	0.25
改造による増分	580万 m^3 (76~80m)	$250\text{m}^3/\text{s}$	0.43
山鳥坂ダム (貯水容量 $2,490\text{万 m}^3$)	$1,400\text{万 m}^3$	$400\text{m}^3/\text{s}$	0.29

(B)/(A)は、同程度であるべきでないか？

【回答 4】

ダムごとの位置や機能が異なるため、(B) / (A) はダムごとに異なった値となります。
なお、現況ダムの洪水調節容量は、野村ダム 350万 m^3 、鹿野川ダム（既設） $1,650\text{万 m}^3$ 、鹿野川ダム改造 740万 m^3 、山鳥坂ダム $1,400\text{万 m}^3$ としています。

【質問 5】

鹿野川ダム改造について

肱川漁協の同意は、法的に必要と考えているか？

必要と考える場合、同意を得る見込みはあるか？ どのようにして同意を得ようとしているのか？

【回答 5】

鹿野川ダム改造事業においては、法的に同意は必要ありません。

なお、山鳥坂ダム工事事務所では、平成 19 年度に学識経験者、肱川漁業協同組合代表理事を含む地域関係者、行政関係者を委員とする鹿野川ダム水質検討会を設置し、鹿野川ダム貯水池やダム下流河川の水質改善のため、貯水池内及び流入支川における対策に

ついて検討しています。そして、平成 22 年度以降運用を開始しました曝気循環施設の効果等についてご報告した際には、肱川漁協代表理事から水質改善に対して一定の効果があるとの評価も頂いているところです。

【質問 6】

H16 年 5 月整備計画策定の時点では、西大洲・阿蔵も菅田も無堤防だったのに、「現状河道は 3,100 m³/s (肱川水系河川整備計画・65 頁)」と記述されているのは何故か？

これは「無いものを有するという捏造」にあたるのではないのでしょうか？

【回答 6】

「肱川水系河川整備計画 P65」では、下欄に「※東大洲地区の流下能力を基準地点に換算して表している。」と明記されています。つまり、当該ページの記載は「東大洲地点では現状 3,100m³/s の流下能力がある」ことを記載しているものであり、西大洲、阿蔵、菅田地区において流下能力が確保されている旨の記載ではありません。

【質問 7】

142 億円を要した激特事業が 5 年間で終了したのに、菅田の 120 億円の工事が 25～30 年もかかるというのは、常識を逸脱している事柄です。何故、激特事業＋若干年数でできないのか、その理由を教えてください。

【回答 7】

河川改修は、下流側から実施することを原則としています。肱川では、下流において堤防未整備区間が多く存在しているため、下流での堤防整備を図りつつ、上流区間の堤防整備を実施することとしています。

ご指摘の直轄河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）は、洪水等により激甚な被害が発生した場合について、概ね 5 年を目処に復旧工事を実施するものです。現在、菅田地区で愛媛県が実施している河川改修事業と国が実施した激特事業とは、事業費こそ同規模ですが、現場での作業量の目安となる堤防整備延長、用地買収面積などが異なるため、同一に比較することはできません。

【質問 8】

費用対効果に関して、A 山鳥坂ダム建設事業、B 鹿野川ダム改造、C 河川改修の現況及び完成時の被害算定において、

例えば、A の完成時に B C はどのような状態を想定しているのか

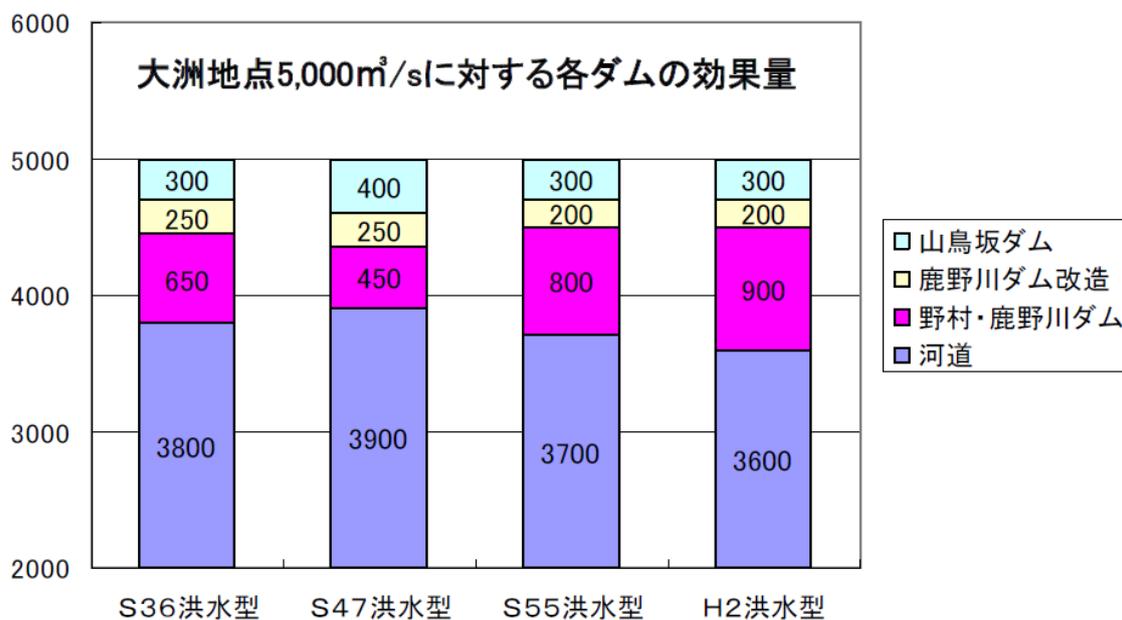
同様に、B の完成時に C A は、また、C の完成時に A B はどのように想定

しているのか、次表で教えて下さい。

		現 況	ダム完成時
その 1	A 山鳥坂ダム建設	0	400 m ³ /s
	B 鹿野川ダム改造	450 m ³ /s	700 m ³ /s
	C 河川改修	3,100 m ³ /s	? 3,900 m ³ /s
	指定区間	1,000 m ³ /s	? 3,900 m ³ /s
その 2	B 鹿野川ダム改造	450 m ³ /s	700 m ³ /s
	A 山鳥坂ダム建設	0	400 m ³ /s
	C 河川改修	3,100 m ³ /s	? 3,900 m ³ /s
	指定区間	1,000 m ³ /s	?
その 3	C 河川改修	3,100 m ³ /s	? 3,900 m ³ /s

【回答 8】

表の定義が不明です。また、ダムの洪水調節効果は、降雨パターンにより異なります。なお、整備計画における各ダムの効果量は以下のとおりです。



【質問 9】

国と県の事業負担の割合を教えてください。

	事業費	国・県の負担割合			
A 山鳥坂ダム建設	850億円	国	%	県	%
B 鹿野川ダム改造	420億円	国	%	県	%
C 河川改修（直轄）	981億円	国	100%		
河川改修 指定区間	億円	国	%	県	%

【回答 9】

都道府県は、河川法 60 条に基づき費用を負担する必要があります。

基本的に、河川改修（直轄）事業に関しては、基本的には国：県＝2：1、直轄河川総合開発事業（鹿野川ダム改造・山鳥坂ダム建設）は国：県＝7：3となっていますが、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づく「開発指定事業に係る引き上げ率」や一部県の負担の伴わない経費もあります。

また、鹿野川ダム改造事業のうち維持管理に係る部分に要する費用については利水者負担が発生しています。

河川改修（指定）事業においては、社会資本整備総合交付事業（広域河川改修事業）として位置づけられているものは、国：県＝1：1となっています。

なお、負担割合に影響する「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に基づく「開発指定事業に係る引き上げ率」は、年度毎によって変動するため、一定の割合にはなりません。